

幼児教育の無償化について

1 市議会関係

令和元年 6月24日 市議会第2回定例会にて、無償化関連予算・条例可決

2 当市における10月1日以降の利用料制度について

(1)新たに申請が必要なもの

①新制度に移行していない幼稚園

- ・保育料の無償化分 全員
- ・給食費の補助 該当者のみ
- ・預かり保育無償化分 保育の必要性認定者のみ

②新制度に移行した幼稚園

- ・預かり保育無償化分 1号児かつ希望者のみ

③認定こども園

- ・預かり保育無償化分 1号児かつ希望者のみ

④認可外保育施設等(認証保育所、一時預かり事業等)

・0～2歳児クラス

- 保育料の無償化分※要保育の必要性認定 住民税非課税世帯のみ

・3～5歳児クラス

- 保育料の無償化分※要保育の必要性認定 全員

※認可保育所、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育等)は申請不要

(2)保育認定児(3～5歳)の給食副食費(おかず代など)の徴収開始について

給食食材料費は大きく主食費(米飯・パン・小麦)と、副食費(おかず)に分けられます。
 今回、国は3歳から5歳児クラスの児童分について、実費徴収の対象として「副食費」を示しています。
 東久留米市においても、国が資料などで示している副食費分のみ4,500円(月額)を基本として、実費徴収の対象とします。

- ※公立・公設民営保育所分は市が徴収し、私立保育所・認定こども園は園が徴収します。
- ※実費という位置づけから、園によって金額が変わる可能性があります。現在調整中です。
- ※具体的徴収方法は、現在調整中です。
- ※国制度上、主食費は保護者負担ですが、当面の間市から補助を実施しますので徴収対象外です。
- ※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童については、給食副食費は免除になります。
- ※0～2歳児の給食副食費については、無償化前後で変更ありません。

3 市民周知進捗状況

令和元年 7月上旬 市内及び近隣市幼稚園に申請書類配布依頼

令和元年 7月中旬 広報ひがしくるめ7月15日号にて記事掲載